

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了*1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府綴喜郡宇治田原町 大字禅定寺小字吹上ケ8番1 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成28年4月	1	1	・平成28年3月23日処理開始
		平成28年5月	0	1	
		平成28年6月	2	3	
		平成28年7月	3	6	
		平成28年8月	2	8	
		平成28年9月	2	10	
		平成28年10月	3	13	
		平成28年11月	1	14	
		平成28年12月	2	16	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB濃度	mg/m ³ _N	平成28年7月19日	平成28年8月31日	0.000027	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000083	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB濃度	μg/m ³	平成28年7月19日 ～20日	平成28年8月31日	0.00034	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.0089	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年月	月計（台）	累計（台）	
大阪府東大阪市 新家一丁目 45 番 1 外	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 19 日処理開始
		平成 28 年 5 月	0	0	
		平成 28 年 6 月	3	3	
		平成 28 年 7 月	2	5	
		平成 28 年 8 月	2	7	
		平成 28 年 9 月	1	8	
		平成 28 年 10 月	1	9	
		平成 28 年 11 月	3	12	
		平成 28 年 12 月	2	14	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 28 年 9 月 21 日	平成 28 年 10 月 14 日	0.0000037	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000052	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 28 年 9 月 21 日 ～22 日	平成 28 年 10 月 14 日	0.00047	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.013	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (5)

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了 ^{*1} 台数)			備 考
		年 月	月計 (台)	累計 (台)	
千葉県袖ヶ浦市長浦 字拓式号 580 番 294 外	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成 28 年 4 月	0	0	・平成 28 年 4 月 26 日処理開始
		平成 28 年 5 月	1	1	
		平成 28 年 6 月	2	3	・平成 28 年 6 月 24 日処理終了

(注) ※ 1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m ³ _N	—【測定対象外】	—【測定対象外】	—	0.01	0.1 ※ ²
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			—	0.01	0.1 ※ ³
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m ³	—【測定対象外】	—【測定対象外】	—	—	0.5 ※ ⁴
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			—	—	0.6 ※ ⁵

(注) ※ 2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※ 3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※ 4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の暫定環境濃度

※ 5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (6)

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了※1台数)			備考	
		年月	月計 (台)	累計 (台)		
兵庫県神戸市西区伊川谷町 布施畑字大阪谷 1073 番 及び字柏木谷 1085 番 2	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成 28 年 4 月				
		平成 28 年 5 月	0	0	・平成 28 年 5 月 31 日処理開始	
		平成 28 年 6 月	0	0		
		平成 28 年 7 月	2	2		
		平成 28 年 8 月	1	3		
		平成 28 年 9 月	2	5		
		平成 28 年 10 月	0	5		
		平成 28 年 11 月	2	7	・平成 28 年 11 月 30 日処理完了	

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項目		単位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 28 年 6 月 20 日	平成 28 年 7 月 20 日	0.000052	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.000074	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m ³	平成 28 年 6 月 20 日 ~21 日	平成 28 年 7 月 20 日	0.00056	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.011	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等 (7)

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績 (処理完了*1台数)			備 考
		年 月	月計 (台)	累計 (台)	
兵庫県伊丹市昆陽北一丁目 29 番外	PCB 汚染物 (微量 PCB 汚染廃電気機器等)	平成 28 年 7 月	0	0	・平成 28 年 7 月 13 日処理開始
		平成 28 年 8 月	2	2	・平成 28 年 8 月 16 日処理終了

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日 (マニフェスト処分終了日) でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	$\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	$\text{ng-TEQ}/\text{m}^3\text{N}$			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	$\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$			－	－	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) に定める排ガスの排出許容限界 (液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用)

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準 (廃棄物焼却炉等に係る基準値準用)

※4. 環境庁通達 (昭和 47 年環大企 141 号) における大気の大気の大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気の大気の環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（8）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
山梨県中巨摩郡昭和町築地 新居字大島 909 番 1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 28 年 11 月	0	0	・平成 28 年 11 月 13 日処理開始
		平成 28 年 12 月	1	1	・平成 28 年 12 月 6 日処理終了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準